

# 社会保障審議会 「児童福祉文化財推薦」 審査の申請について

## －出版物委員会（出版物）－

社会保障審議会では、児童福祉法第8条第8項に基づき、18歳未満の「児童」の福祉の向上を図るために、「福祉文化分科会」を設けて「優れた文化財」の推薦を行い、児童の自主的で創造的な活動を助長すると同時に、児童福祉思想そのものの啓発と普及に努めております。

この趣旨に賛同し、審査を希望される出版物等の関係者は、下記の要領にて申請してください。

**【提出物】**

A	申請書（所定の様式使用、手書き不可）	1部
B	申請する図書	3冊

**【申請方法】** 1、仮申請

(1) 厚生労働省HP「児童福祉文化財について」から所定の様式(Word)をダウンロードし、必要事項を入力してください。

(2) 件名を「児童福祉文化財推薦審査申請について」と標記し、上記申請書(Word)を電子媒体(押印不要)で添付して下記アドレス宛にメールでご提出下さい。(仮受付となります)

2、本申請

事務局より仮受付の返信を確認後、上記1の申請書に押印し、提出物Bとともに送付して下さい。

**【提出先】** 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課  
社会保障審議会福祉文化分科会事務局  
TEL 03-5253-1111 (代)  
内線：4963・4959  
FAX 03-3595-2749  
メール [hirakawa-emiko@mhlw.go.jp](mailto:hirakawa-emiko@mhlw.go.jp)

**【決定通知】** 推薦が決定した場合には、文書でお知らせいたします。  
非推薦、または審査対象とならない申請の場合は、通知しません。  
当審議会での審査は年3回(初夏・秋・年度末)開催しますが、決定の通知には時間を要する場合がありますのでご了承願います。

**【注意事項、その他】**

- 審議内容は、申請者の利益・不利益に関わるため非公表としております。
- 審査委員への連絡は事務局で行うこととなりますので、個別の連絡等はご遠慮下さい。
- 提出された作品は、原則として審査結果に関わらず返却しません。
- 児童福祉文化財に推薦した作品は、申請書に掲載された内容(チラシの画像含む)の一部を厚生労働省HP「児童福祉文化財年報」に掲載します。